

第1回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第1号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 2 議案第2号 いちき串木野市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 4 議案第4号 いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第5号 いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第6号 いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第7号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第8号 いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第9号 市道の認定について
- 第10 議案第10号 いちき串木野市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 いちき串木野市営住宅条例及びいちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 いちき串木野市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 陳情第4号 市道寺迫観音ヶ池線の道路拡幅と歩道設置に関する陳情
- 第15 予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市一般会計予算
- 第16 国特予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第17 市場特予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第18 介特予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第19 後特予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 水道予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第21 下水道予算議案第1号 令和2年度いちき串木野市下水道事業会計予算
- 第22 予算議案第7号 令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第23 議案第14号 いちき串木野市副市長の選任について
- 第24 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第25 議案第16号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 議会改革推進特別委員会の設置について
- 第27 閉会中の継続審査について
- 第28 閉会中の継続調査について
- 第29 議員派遣について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

本会議第5号（3月27日）（金曜）

出席議員 16名

1番	吉留良三君	9番	中里純人君
2番	江口祥子君	10番	東育代君
3番	松崎幹夫君	11番	西別府治君
4番	田中和矢君	12番	竹之内勉君
5番	平石耕二君	13番	原口政敏君
6番	中村敏彦君	14番	宇都耕平君
7番	大六野一美君	15番	福田清宏君
8番	濱田尚君	16番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	神蘭正樹君
補	佐	石元謙吾君	主	任	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	出	水	喜三彦君								
副	市	長	中	屋	謙	治	君	市	来	支	所	長	田	中	大	作	君
教	育	長	有	村	孝	君	教	委	総	務	課	長	瀬	川	大	君	
総	務	課	長	田	中	和	幸	君	消	防	長	若	松	勝	司	君	
政	策	課	長	北	山	修	君	福	祉	課	長	立	野	美	恵	子	君

令和2年3月27日午前10時00分開会

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（下迫田良信君） まず、報告します。

監査委員から報告があった令和元年度1月分及び2月分の例月出納検査の結果及び監査報告第9号をお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった令和元年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第21

議案第1号～下水道予算議案第1号一括上程

○議長（下迫田良信君） それでは、日程第1、議案第1号から日程第21、下水道予算議案第1号までを一括して議題といたします。

初めに、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長宇都耕平君登壇]

○総務厚生委員長（宇都耕平君） おはようございます。

私ども総務厚生委員会に付託されました案件は単行議案8件、陳情1件の計9件であります。

去る3月9日に委員会を開催し、陳情1件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。

本案は、池ノ原地区の辺地に係る公共的施設の整備事業を実施するに当たり、同施設の総合整備計画を変更するため、議決を求めるものであります。

説明によりますと、市道寺迫観音ヶ池線の道路整備を円滑に遂行するため、道路・橋梁の事業費を追加することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第2号いちき串木野市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律の一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、条文を整理するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

説明によりますと、法律の主な改正内容は、成年被後見人等を資格や職種、業務等から排除する規定を設けてある各制度について、一律に排除するのではなく、個別的、実質的に審査を行い、必要な能力の有無で判断するよう改正するものであります。

これに伴い、関係する市の6つの条例を改正することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行及び人事院規則の一部改正を踏まえ、時間外勤務に関する規定を整備するものであります。

説明によりますと、人事院規則で、時間外勤務命令の上限が、原則一月45時間、年間360時間と定められたことなどに伴い、市においても国家公務員と同様な時間外勤務の上限を設定するため、条例及び規則の整備を行うこととあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、市の災害援護資金の貸付け等などに関

する規定を見直すために改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、国民健康保険事業の赤字運営を改善し、円滑な財政運営を確保するため、国民健康保険税の税率等を改正するものであります。

説明によりますと、国民健康保険税の所得割額、均等割額、平等割額ともそれぞれに改正するもので、今年度に比べ、令和2年度は1人当たり約1万9,000円の負担増となる見込みであるが、国、県の激変緩和措置に加え、基金を取り崩し、市独自の激変緩和措置を行う予定であるため、1人当たり約1万円の負担増となる見込みとのことであります。

審査の中で、国民健康保険加入者に医療費と国民健康保険税の関係を十分に周知し、健康に留意するよう理解してもらうことが、国民健康保険事業の健全な運営につながるのではないかと質したところ、1人当たりの医療費と国民健康保険税の関係を具体的に、わかりやすく、自分のこととして理解してもらえるように、説明の仕方を工夫し、今後、いろいろな機会を捉えて説明していきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、中央交流センターについて、共生・協働のまちづくりの拠点施設の充実を図るため、関係する条文等を整備するものであります。

説明によりますと、交流センター条例の交流センターの事業において、中央交流センターに商店街の活性化を図るための機能を追加するほか、ほかの交流センターと休館日を統一するなどの改正をする。また、中央交流センターに商店街の活性化施設をあわせて位置づけることに伴い、商店街活性化施設ドリームセンター条例は廃止することとあります。

審査の中で、日曜日や祝日などを休館日として定

めているが、休館日の定め方は妥当であるかと質したところ、交流センターは、共生・協働のまちづくりを行うための総合的な拠点施設と位置づけている。地域づくり活動や生涯学習等の推進を図る施設であることから、休館日については、今後、検討したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

説明によりますと、児童手当が充実されたことや幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世代への経済的負担軽減策が進んできていること、また、子育て世代のニーズが安心して子育てできる環境面への支援へと移ってきていることから、子育て支援センターの新たな開設などの環境面の整備を重点に置いた子育て支援策の総合的な見直しに伴い、未来の宝子育て支援金の第三子以降の子どもに係る誕生日祝金及び入学祝金を令和3年4月から廃止することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第1号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第2号いちき串木野市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号いちき串木野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号いちき串木野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号いちき串木野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号いちき串木野市未来の宝子育て支援金支給条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田中和矢君登壇〕

○産業教育委員長（田中和矢君） それでは、産業教育委員長の報告をいたします。

私ども産業教育委員会に付託されました案件は単行議案5件、継続審査の陳情1件の計6件であります。

去る3月10日に委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第9号市道の認定についてであります。

本案は、農道硯河線の一部を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、路線名養護学校線、延長139.5メートル、幅員8メートルを市道認定することとあります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号いちき串木野市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、卸売業務の許可等について定めるため、改正しようとするものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号いちき串木野市営住宅条例及びいちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、明渡請求の利息について、改正しようとするものであり

ます。

説明によりますと、民法制定以来、5%とされてきた住宅の明渡請求に係る法定利率について、市中金利が長期にわたり5%を下回る状況が続いているため、3%に引き下げるとともに、3年ごとに見直しを行う変動制も導入される。

なお、今回の改正は不正行為の入居の場合に限るもので、本市においてはその事例はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号いちき串木野市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、既存の学校給食センター2施設を廃止し、新たな学校給食センターを設置するため改正しようとするものであります。

説明によりますと、名称をいちき串木野市立学校給食センター、位置をいちき串木野市西薩町17番地42に改正することとあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期限が従来の無期限から5年間ごとの更新制度になり、更新申請に係る事務手続の手数料を新規手数料と同額と定めようとするものであります。

説明によりますと、指定給水装置工事事業者制度は、全国一律の基準により平成10年度から制度化されたが、事業者の廃止、休止などの届出がない場合、実態の把握が難しい。給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離防止を図るために改正が行われたとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第4号市道寺迫観音ヶ池線の道路拡幅と歩道設置に関する陳情についてであります。

本件は、いちき串木野市大里6213番地、川北まちづくり協議会会長藤田和生氏から提出されたものがあります。

陳情の趣旨は、「市道寺迫観音ヶ池線のうち、生活道路でもある寺迫から陣ヶ迫までの区間を早急に道路拡幅及び歩道を設置する。崖から落石がある箇所について、法面を削るなどして安全対策をする」というものであります。

審査の中で、「法面の落石の問題など安全対策をしないといけない、できるところはやっていくべき」と陳情趣旨に賛同する意見が述べられたほか、「陳情書の趣旨には賛同するが、早急に道路拡幅と歩道の設置は財政的に難しいことや、市内全体を見たときに整備箇所の優先度があること」、さらには、「趣旨は十分に理解できるので、地域の方の思いを大事にすべき」との意見が述べられ、本件は、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、議案第9号市道の認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第10号いちき串木野市地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号いちき串木野市営住宅条例及びいちき串木野市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号いちき串木野市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号いちき串木野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、陳情第4号市道寺迫観音ヶ池線の道路拡幅と歩道設置に関する陳情について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択であります。本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨採択することに決定しました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○予算審査特別委員長（松崎幹夫君） おはようございます。私ども予算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計予算議案1件及び特別会計予算議案4件、並びに企業会計予算議案2件の計7件であります。

去る3月6日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置し、3月12日、13日、16日、及び17日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、現地調査を実施したところであります。

最初に、予算議案第1号令和2年度いちき串木野市一般会計予算についてであります。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ160億1,000万円とするものであります。これは、前年度当初予算と比較すると、12億7,700万円、7.4%の減となります。

第2条で、地方債の起債の限度額、第3条で一時的

借入金の最高額、第4条で歳出予算の流用の範囲を定めようとするものであります。

本年度の予算は、子育て環境や雇用対策として、子育て世代包括支援センター及び子育て支援センター、無料職業紹介所を開設するほか、ふるさと納税等の活用による地場産業の振興・地域活性化につながる施策等を展開する一方、人口減少に伴う収収減や普通交付税の縮減など、引き続き、厳しい財政状況が見込まれることから、団体運営補助金の見直しや事務事業の徹底した見直しを推進し、効率的で持続可能な財政運営に努めながら、将来を見据えた取り組みを進めるものであります。

まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税29億4,029万5,000円は、前年度に対し2,824万8,000円、1.0%の減であります。減額となる税目は、市民税、市たばこ税及び入湯税で、法人市民税においては、法人数の減に加え、製造業の減額が見込まれるため、法人税割で約4,000万円の減、また、市たばこ税は、健康志向の高まりによるたばこ離れで1,212万円の減が見込まれます。

そのほか、固定資産税は前年度比で1,719万6,000円、軽自動車税は561万4,000円の増額を見込んでいるとの説明であります。

次に、2款地方譲与税であります。

審査の中で、森林環境譲与税について、対象林と譲与税額の算定はどのような基準なのかと質したところ、私有林の人工林の面積、林業就業者数、人口、これらで按分して交付されるとの答弁であります。

次に、7款地方消費税交付金6億700万円は、前年度比で4,900万円の増であります。昨年10月から消費税率が2%引き上げられたことによる影響分であります。

次に、10款地方交付税は、前年度と同額の48億5,000万円の計上で、内訳は、普通交付税が42億5,000万円、特別交付税が6億円であります。

次に、17款寄附金であります。

ふるさと納税寄附金は、前年度比2億円増となる12億円の計上であります。

次に、18款繰入金13億6,869万円は、前年度比3億7,778万4,000円の減であります。原子力発電施設

立地地域基盤整備支援事業交付金基金からの繰入額が、4億7,500万円減となることが主なる要因で、令和2年度都心平江線橋梁事業に1億5,000万円を充当して、この基金事業が終了することとあります。

次に、21款市債12億4,763万4,000円は、前年度比5億9,618万2,000円の減であります。学校給食センター建設及び防災センター整備が終了したことが、減の主なる要因であります。

なお、令和2年度は、串木野・市来両庁舎の改修に伴い、3億810万円が計上されております。

令和2年度末の市債残高は、213億7,119万9,000円の見込みで、後年度の交付税措置見込額を125億1,991万8,000円、交付税措置率58.6%と見込んでおります。

なお、令和2年度末の合併特例事業債活用見込額は、累計で82億3,300万円となり、発行可能額に対する活用率は100%に到達することとあります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

歳出においては、各款にわたり、会計年度任用職員分の人件費が計上されております。

まず、2款総務費についてであります。

新規事業として、公共施設等個別施設計画策定経費、移住・就業支援事業補助金、コンビニ収納対応システム改修事業などが計上されております。

審査の中で、会計年度任用職員制度の導入により増える財政負担は、国から補償されるのかと質したところ、地方交付税で措置される見込みであるとの答弁であります。

また、コミュニティ自動車貸与事業について、どのような取り組みに対して貸与されるのかと質したところ、高齢者の見守り活動やころばん体操への送迎等、地域活性化を図る取り組みに対し、市内全地区を対象に貸与することの答弁であります。

そのほか、委員の中から、移住・就業支援事業補助金について、市内事業所にも周知し、就業の機会を増やす努力をしてほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、3款民生費においては、新規事業として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定経費、子育て

支援センター運営費及び開設準備経費、一時預かり事業補助金などが計上されております。

委員の中から、子育て支援センターは、湊町地区まちづくり協議会と共同で施設利用することとあるが、お互いに不満が生じないように、使用に当たっては考慮してほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費においては、新規事業として、子育て世代包括支援センター運営費及び開設準備経費、環境基本計画策定経費、可燃ごみ収集運搬業務委託費などが計上されております。

審査の中で、可燃ごみ収集運搬業務が民間委託されることで、収集時間やステーション数、ごみ袋料金など、変更や値上げがなされるのではないかと質したところ、同日の収集ルートの見直しを行ったことにより、一部、収集時間が前後する箇所があるが、ステーション数とごみ袋の値段は現状維持で考えているとの答弁であります。

また、子育て世代包括支援センターの周知方法について質したところ、母子手帳交付時の面接、妊娠中期の全戸訪問、また、新生児の全戸訪問時に周知を図りたいとの答弁であります。

次に、5款労働費についてであります。

委員の中から、無料職業紹介所運営事業について、商工会・商工会議所との連携が重要であることから、先進地等の情報を調査し、どのような形が本市に合っているのかを把握して、事業を進めていくべきとの意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、新規事業として、棚田地域振興緊急対策交付金事業、水産物供給基盤機能保全事業などが計上されております。

委員の中から、農村地域防災減災事業において作成する重点ため池のハザードマップをどのように活用するのかと質したところ、被害の想定される人家等の方々に、ため池の危険性を認識していただき、不測の事態に備えるとの答弁であります。

次に、7款商工費においては、ふるさと納税推進事業を実施するほか、新規事業として、清泉女子大学連携協力事業、SNS魅力発信観光PR事業が計上されております。

審査の中で、清泉女子大学連携協力事業について、連携協力によって期待される効果は何かと質したところ、フィールドワーク等による研修・交流によって長期的な関係が構築され、交流人口の拡大が図られる。フィールドワークの研究成果による本市への提言・提案のほか、SNSによる情報発信や大学祭などの取り組みに協力することで本市のPRができるとの答弁であります。

次に、8款土木費においては、道路新設改良事業や麓土地区画整理事業を実施するほか、新規事業として、緊急浚渫推進事業、野元地区住環境整備事業などが計上されております。

審査の中で、立地適正化計画策定事業について、地域は関与しないのかと質したところ、まちづくり協議会の代表や商工会議所、青年会議所、市地域女性連絡協議会の代表などのメンバーで委員会を組織し、計画をまとめていくとの答弁であります。

また、委員の中から、長崎鼻公園整備基本構想策定経費について、市民の意見を聞きながら、基本構想を策定してもらいたいとの意見が述べられたのであります。

次に、9款消防費においては、総合防災訓練実施事業のほか、新規事業として防火水槽整備事業が計上されております。

委員の中から、自主防災組織の活動について、組織が弱体化しないような取り組みにより活動の推進を図ってほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費においては、鹿児島国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催経費のほか、新規事業として、学校給食センター調理・配送等業務委託経費などが計上されております。

委員の中から、特別支援教育支援員配置事業について、特別な配慮を必要とする児童・生徒が年々増えてきているが、特別支援教育支援員に負担がかかりすぎないように、現場を把握して対応すべきとの意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費21億1,700万9,000円は、前年度と比較し、2,611万6,000円の増であります。

そのほか、全体的な意見として、ふるさと納税の取り組みについて、全国の方からいちき串木野市の

産品を愛していただき、寄附単価が上がる戦略を研究するために、組織として特化した方がいいのではないかと意見が述べられたのであります。

以上が、歳入歳出の主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億389万8,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について、定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、被保険者国民健康保険税のほか、県支出金及び繰入金が主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、国民健康保険事業費納付金が主なるものであります。

委員の中から、132名いる健康地域づくり推進員の活動を充実させるためには、自治公民館や、まちづくり協議会の方々と密接に連携することが大切で、連携することにより特定健診の受診率アップ、医療費抑制につながるなどの意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、市場特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万8,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、串木野青果株式会社の経営状況については、年々、売上額、取扱量ともに減少し、依然として厳しい経営が続いている。毎月、役員会を開催し、経営改善に向けた話し合いを行い、売掛金滞納者の状況把握と売上向上の検討をしているものの、このままでは赤字が膨らむだけである。市としても、串木野青果株式会社の経営について真剣に協議するよう申し入れをしているとのことでありました。

審査の中で、累積赤字も年々増え、経営状況もよ

くないことから、閉鎖を含めた公設市場の方向性を真剣に検討すべきではないか。また、仮に施設を閉鎖した場合、その後の対応はどうなるのかと質したところ、公設市場条例の改正により、権限が国から市に移管されることから、市の責任において決断することも考えられる。補助金を活用し、施設を建設していることから閉鎖とはならず、業者が撤退した場合には、新たな業者を探すことになるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,398万7,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、保険料のほか、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金、並びに一般会計からの繰入金が主なるものであります。

歳出においては、保険給付費のほか、地域支援事業費が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,219万円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、後期高齢者医療保険料のほか、保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

なお、後期高齢者医療保険料の増については、被保険者数の増と2年ごとに見直される保険料率の改正によるものであります。

歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号令和2年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

令和2年度の業務予定量は、給水戸数1万2,743戸、年間総給水量387万立方メートルであります。

まず、収益的収支の収入の主なるものは、水道料金で、前年比1,477万3,000円の増であります。水道料金が増えた主なる要因は、昨年4月から実施した隔月検針導入の影響及び10月以降の消費税等の税率改正によるものであります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、原浄給配水費のほか、総係費、減価償却費であります。

なお、総係費においては、コンビニ収納対応システム改修委託を新たに計画しております。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、水道事業建設企業債であります。

次に、資本的収支の支出の主なるものは、管路耐震化事業のほか、萩元配水池整備事業及び麓地区外配水管布設及び布設替等事業に要する工事費であります。

審査の中で、隔月検針にしたことでの検針費用の削減額はどの程度か、また、コンビニ収納の導入はいつから始まるのかと質したところ、検針費用の削減額は約600万円で、コンビニ収納は令和3年度から導入できるように進めているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、下水道予算議案第1号令和2年度いちき串木野市下水道事業会計予算についてであります。

本案は、令和2年度から公共下水道事業と漁業集落排水事業を地方公営企業会計に移行することから、企業会計での計上となります。

令和2年度業務予定量は、排水件数5,078件、年間総処理量は147万9,936立方メートルであります。

なお、平成29年度から始めている処理場の長寿命化事業は、令和3年度からストックマネジメント事業に移行し、継続して事業を進めるとのことです。

収益的収支の収入の主なるものは、下水道使用料と他会計補助金であります。

次に、収益的収支の支出の主なるものは、処理場

費のほか、総係費、減価償却費であります。

なお、総係費においては、集落排水施設機能保全計画策定業務委託、公共下水道事業認可変更業務委託などの新規事業を計画しております。

次に、資本的収支の収入の主なるものは、下水道事業建設企業債であります。資本的収支の支出の主なるものについては、企業債償還元金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（下迫田良信君） これから予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第1号令和2年度いちき串木野市一般会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号令和2年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号令和2年度いちき串木野市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、下水道予算議案第1号令和2年度いちき串木野市下水道事業会計予算について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22～日程第25

予算議案第7号～議案第16号一括上程

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第22、予算議案第7号から日程第25、議案第16号までを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 本日新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第7号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の実施に伴うもののほか、ふるさと納税寄附金の増に伴う所要額の追加で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

5,686万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億3,291万9,000円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

3款民生費は、小学校の臨時休業による放課後児童クラブ開所等のための経費に係る放課後児童健全育成事業費の追加、放課後児童クラブ等への消毒液等の配布に係る新型コロナウイルス感染拡大防止事業費及び保育施設等における感染拡大防止のための備品購入経費など、新型コロナウイルス感染症対策事業費の計上であります。

7款商工費は、ふるさと納税寄附金の増に伴う返礼品等経費の追加であります。

これに伴い歳入は、14款国庫支出金で子ども・子育て支援交付金の追加、保育対策総合支援事業費の計上、17款寄附金は、ふるさと納税寄附金5,000万円の追加であります。

第2条繰越明許費の補正は、新型コロナウイルス感染症対策事業費など2事業を追加し、翌年度に繰り越して使用するものであります。

次に、議案第14号いちき串木野市副市長の選任についてであります。

本市の副市長である中屋謙治氏が、本年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

中屋謙治氏の履歴概要は、別紙のとおりでありまして、人格、行政に関する識見ともに優れ、副市長として適任と認め、選任しようとするものであります。

議案第15号及び議案第16号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

本市の人権擁護委員である井之上洋一氏及び久木野澄隆氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、後任として井手迫なみ子氏及び大平良徳氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の履歴概要は、別紙のとおりでありまして、

人格、識見ともに優れ、適任と認め、推薦しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決及び同意していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（下迫田良信君） これより、質疑に入ります。

まず、議案第7号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、質疑はありませんか。

○10番（東 育代君） ただいま市長から説明を受けました予算議案についてですが、放課後児童健全育成事業費の追加についてお伺いいたします。

1点目は、人件費、光熱費、あるいはおやつ代等々、いろんな経費が増額すると思われるんですが、これらにかかる、具体的にどこまでこの補助というような対応できるのか。

また、二つ目に、当初、国が示された金額と、今回増額されるものと思われるんですが、経費全額が助成されるのか。上限があるのかどうか。

また三つ目に支給される時期はいつごろになるのか。3点お聞きいたします。

○福祉課長（立野美恵子君） 今回の児童クラブに対する運営費の追加であります。今回のものについては、時間が増えたことによる人件費、時間外を払えば時間外を含めて、アルバイトも、利用されるアルバイトの賃金、あと光熱水費、あと事務費、おやつについては、本人が払うべき実費になりますので、おやつは本人に払っていただくこととなります。

次に、最初、国のほうは1万200円ということでしたけど、それに対して、2万円追加になりましたので、全額助成されることとなります。かかった経費については全額支給をされることとなります。上限については、1日当たり3万200円になります。

あと、支給の時期についてですが、なるべく早く決算のときに支給するというので、各クラブについて今、事業の報告をしてもらうようにしてありますので、決算にあわせて、追加支給することにしております。

○10番（東 育代君） 全額ということと上限とい

うことで、もし施設からの要求があった場合には、全額となるんですか。それとももう、上限という金額で切られると思ってよろしいのでしょうか。そこをお聞きします。

○福祉課長（立野美恵子君） 上限ということなので、一応3万200円になりますけど、事前に事業所に調査したところ、どこもそこを下回っているのので、全額支給できるものと思っております。

○議長（下迫田良信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号いちき串木野市副市長の選任について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号人権擁護委員候補者の推薦について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっている予算議案第7号から議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、予算議案第7号から議案第16号については委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

まず、予算議案第7号令和元年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決を

いたします。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号いちき串木野市副市長の選任について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は15名です。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載をしてください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1 番 吉 留 良 三 議員
- 2 番 江 口 祥 子 議員
- 3 番 松 崎 幹 夫 議員
- 4 番 田 中 和 矢 議員
- 5 番 平 石 耕 二 議員

6 番 中 村 敏 彦 議員

7 番 大六野 一 美 議員

8 番 濱 田 尚 議員

9 番 中 里 純 人 議員

10番 東 育 代 議員

11番 西別府 治 議員

12番 竹之内 勉 議員

13番 原 口 政 敏 議員

14番 宇 都 耕 平 議員

15番 福 田 清 宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宇都耕平議員、福田清宏議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告します。投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち、賛成 14票

無効 1票です。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、議案第15号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決します。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は15名です。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- | | | |
|-----|-------|----|
| 1番 | 吉留良三 | 議員 |
| 2番 | 江口祥子 | 議員 |
| 3番 | 松崎幹夫 | 議員 |
| 4番 | 田中和矢 | 議員 |
| 5番 | 平石耕二 | 議員 |
| 6番 | 中村敏彦 | 議員 |
| 7番 | 大六野一美 | 議員 |
| 8番 | 濱田尚 | 議員 |
| 9番 | 中里純人 | 議員 |
| 10番 | 東育代 | 議員 |
| 11番 | 西別府治 | 議員 |
| 12番 | 竹之内勉 | 議員 |
| 13番 | 原口政敏 | 議員 |
| 14番 | 宇都耕平 | 議員 |
| 15番 | 福田清宏 | 議員 |

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に吉留良三議員、江口祥子議員を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 15票

反対 0票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定いたしました。

次に、議案第16号人権擁護委員候補者の推薦について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 討論なしと認め、採決をいたします。

本案の採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（下迫田良信君） ただいまの出席議員は15名です。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（下迫田良信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱確認]

○議長（下迫田良信君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載してください。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

記載所を設けてありますので、点呼に応じて投票用紙に記載し、順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

[局長補佐氏名を点呼・各議員投票]

- 1番 吉留良三 議員
- 2番 江口祥子 議員
- 3番 松崎幹夫 議員
- 4番 田中和矢 議員
- 5番 平石耕二 議員
- 6番 中村敏彦 議員
- 7番 大六野一美 議員
- 8番 濱田尚 議員
- 9番 中里純人 議員
- 10番 東育代 議員
- 11番 西別府治 議員
- 12番 竹之内勉 議員
- 13番 原口政敏 議員
- 14番 宇都耕平 議員
- 15番 福田清宏 議員

○議長（下迫田良信君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（下迫田良信君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松崎幹夫議員、田中和矢議員を指名します。

両議員の立ち会いを願います。

[開票・点検]

○議長（下迫田良信君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票。

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 15票

反対 0票です。

以上のおり賛成多数であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

△日程第26 議会改革推進特別委員会の設置
について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第26、議会改革推進特別委員会の設置についてを議題といたしま

す。

お諮りします。

議会の活性化及び議会の機能強化を図るため、議会機能のあり方や、審議の活性化、定数及び報酬の検証、また、本会議及び委員会運営の方法等について調査研究を行うため、8人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、閉会中の継続調査にすることにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、8人の委員で構成する議会改革推進特別委員会を設置し、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会は、会議規則第44条第1項の規定により、期限を令和3年9月30日までにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、期限を令和3年9月30日までとすることに決定しました。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、吉留良三議員、松崎幹夫議員、田中和矢議員、中村敏彦議員、濱田尚議員、東育代議員、宇都耕平議員、福田清宏議員、以上8名を指名いたします。

ここで、正副委員長互選のため、次の休憩中に議会改革推進特別委員会を招集します。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時51分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、議会改革推進特別委員会の正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

委員長に東育代議員が、副委員長に中村敏彦議員が選出されました。

△日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第28、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第29 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の

申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。

令和2年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、誠実に対処してまいる所存であります。

皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、令和2年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時54分

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第5号 国民健康保険税の引き下げを求める陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

令和2年3月27日

総務厚生委員会
委員長 宇都 耕平

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 人口減少対策について
 2. 企業誘致について
 3. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
 4. 行財政改革について
 5. 生活環境について
 6. 住民福祉について
 7. 健康増進について

令和2年3月27日

総務厚生委員会
委員長 宇都 耕平

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興について
 2. 商工・交通運輸について
 3. 食のまちづくり・観光振興について
 4. 社会基盤の整備について
 5. 教育問題について
 6. スポーツ・文化の振興について

令和2年3月27日

産業教育委員会
委員長 田 中 和 矢

いちき串木野市議会
議長 下迫田 良 信 様

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1. 議員研修会
 - (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
 - (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
 - (3) 派遣期間 令和2年4月16日
令和2年5月21日
 - (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員